

1 レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び  
2 事業報酬の取扱いに関する建議について

3 令和 8 年 1 月 9 日  
4 電力・ガス取引監視等委員会事務局  
5 ネットワーク事業監視課  
6

(趣旨)

レベニューキャップ制度の審査や制度設計等を行っている料金制度専門会合（座長：大橋弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授）において、昨今の状況を踏まえ、レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する制度見直しを行うべき事項についてとりまとめが行われたため、その内容を御報告する。

当該報告を踏まえ、経済産業大臣に対して、経済産業省令等の改正を建議することについて、御審議いただきたい。

7

8 1. 経緯

9

10 (1) これまでの状況

- 11 ● 電気の託送料金については、2023 年度より、送配電事業者の投資の予見性確保や効率  
12 化インセンティブ付与の観点から、レベニューキャップ制度が導入されている。レベ  
13 ニューキャップ制度では、全国 10 社の一般送配電事業者が、規制期間である 5 年間ご  
14 とに、事業計画の実施に必要な費用総額（収入上限：レベニューキャップ）について、  
15 電気事業法に基づき経済産業大臣の承認を受け、その範囲内で各事業者が託送料金単  
16 価を設定している。
- 17 ● レベニューキャップ制度の制度検討が行われた 2021 年時点において、消費者物価及び  
18 雇用者所得等の変動見込み分の原価算入を認めるかどうかについて議論された際には、  
19 検討当時の物価変動が実態として極めて小幅であること等を踏まえ、まず第 1 規制期  
20 間においては、原価算入を認めないと整理し、今後については引き続き、実績推移  
21 等も確認しながら検討を行っていくとされた。
- 22 ● 一方で、その後、人件費・物価関連指標が急激に上昇。さらに、事業者は、金利上昇に  
23 伴う支払利息の増加にも直面している状況。
- 24 ● 2023 年度及び 2024 年度のレベニューキャップ制度の期中評価においても、一般送配  
25 電事業者各社において、物価等の上昇や金利の上昇の影響が顕在化している状況が確  
26 認された。
- 27 ● このような状況が継続する場合、今後、一般送配電事業者は、継続的かつ安定的な事業  
28 運営や、取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網  
29 の更新や GX・DX の推進に支障をきたすことが懸念される。

※2025年6月に閣議決定された『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版』においても、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進を図る上で、電力の託送料金に関するレベニューキャップ制度についても、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用を適切に変更することが必要とされている。

## (2) 料金制度専門会合における直近の議論の状況

- 2025年4月の第65回料金制度専門会合において、送配電網協議会より、2023年度の物価等上昇の影響に関する報告があつたこと等を踏まえ、同年5月に開催された第66回料金制度専門会合において、レベニューキャップ制度における物価等上昇の取扱いに関する議論を開始した。
- 同年10月に開催された第70回料金制度専門会合では、送配電網協議会がプレゼンテーションを行い、物価等上昇の影響や今後の見通しについて説明を受けた。その結果、2024年度の物価等上昇の費用額ベースの影響額は、10社合計で1,749億円となっていることが判明した。また、物価変動や支払利息の影響は、後年度にかけ更に拡大する見通しであり、とりわけ2026年度以降について極めて厳しい情勢、との報告を受けた。
- 上記を踏まえ、同年10月及び12月に開催された、第70回及び第72回料金制度専門会合において、第1規制期間における制度措置について具体的な検討を行った。送配電網協議会による試算等を踏まえ、可能な限り実態に即した制度とする観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者の賃上げ等に資する観点での検討を行い、以下2. のとおりとりまとめを行つたところ。(資料3—3)

## 【参考】

- |            |  |
|------------|--|
| 2025年4月25日 | 第65回料金制度専門会合<br>(送配電網協議会より 2023年度の物価等上昇に関する報告)                         |
| 5月29日      | 第66回料金制度専門会合<br>(制度措置の検討の方向性の議論)                                       |
| 10月22日     | 第70回料金制度専門会合 ※資料3—2<br>(送配電網協議会より 2024年度の物価等上昇に関する報告、<br>具体的な制度措置の議論①) |
| 12月16日     | 第72回料金制度専門会合 ※資料3—3<br>(具体的な制度措置議論②、<br>第1規制期間における制度措置とりまとめ)           |

## 2. 第 1 規制期間における制度措置の内容

69

### 【物価等上昇】

70 ① 対象年度は 2026・2027 年度の 2 年とする。

71

72 ② 制度措置の対象とする投資量については、制度措置にあたり各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値）とする。

73

74 ③ 収入の見通しへの算入については、翌規制期間における算入を基本とするが、規制期間中における算入も可能とする。

75

76 ④ 制度措置の対象とする費用項目については、事後検証費用・控除収益・制御不能費用を  
77 除く、第 1 区分費用・第 2 区分費用・第 3 区分費用・次世代投資費用を対象とする（た  
78 だし、廃炉等負担金、離島等供給に係る収益、離島等供給に係る燃料費、除却損といつ  
79 た物価等の変動影響を受けない項目を除く）。

80

81 ⑤ 影響額算定の基準年度は 2021 年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映す  
82 る。

83

84 ⑥ 適用する客観的な公表指標として、費用項目に対しては総務省が公表する消費者物価  
85 指数（総合）を、投資項目に対しては国土交通省が公表する建設工事費デフレーター  
86 （電力）を適用する。

87

### 【事業報酬】

88 ⑦ 対象年度は 2026・2027 年度の 2 年とする。事業報酬率の算出に用いる公社債利回り実  
89 績率を、対象年度それぞれの直近 5 年平均の数値に置き換え、差分を措置することと  
90 し、反映方法は上記③と同様とする。

91

## 3. 今後の進め方

92

93 本件については、本委員会にて御了解をいただければ、資料 3-1 のとおり、経済産業  
94 大臣に建議することとしたい。

95